

議員案第17号

子どもの権利を置き去りにする「共同親権」に関する民法改正の撤回と  
抜本的な見直しを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年6月14日提出

小金井市議会議員

水谷 たかこ

安田 けいこ

坂井 えつ子

片山 かおる

森戸 よう子

子どもの権利を置き去りにする「共同親権」に関する民法改正の撤回と  
抜本的な見直しを求める意見書

離婚後の父母双方に「共同親権」を認める民法改正法案が、多数の反対の声を押し切って成立した。法案の内容は、父母が合意すれば共同親権を選べるようにするというもので、2026年度までに施行される。

改正案の最大の問題は、離婚後の「共同親権」について、離婚する父母が合意していなくても、裁判所が決められる仕組みを設けることである。真摯な合意がないのに親権の共同行使を強ければ、別居している親による干渉、支配を復活、継続する手段となり、結果として子の権利や福祉が損なわれてしまう危険が否定できない。

「共同親権」では、父母の合意がなければ、子どもは希望する進学や、医療などを受けることができない。政府は、配偶者などからの暴力（以下「DV」という。）や虐待の恐れがある場合は裁判所が「単独親権」とすると説明している。しかし、DV被害が十分に考慮されず、「共同親権」の合意を促す方向で運用される懸念は拭えない。

また、参考人質疑でも、進学、ワクチン接種など子どもの成長の節目で別居親の同意が必要になるが、子どもの意見表明権が保障されていないと指摘された。まさに子どもの権利の保障が置き去りにされることになり、看過できない。

さらに、参議院での審議を通じ、「共同親権」の場合、離婚後も父母の収入が合算され、所得制限のある公的支援が受けられなくなる重大な懸念も浮上した。親の収入などが要件となる各省庁の支援策が少なくとも28件に上ることが判明した。

DVや虐待から逃れ、安心・安全な生活を取り戻そうと必死で生きる人々、行政や司法、医療・教育・福祉の現場から悲鳴のような怒りの声が上がっており、国はその声を封じてはならない。

あるべき法改正のためには、少なくとも子どもを主体とした「親権」の再定義である。子どもの意見表明権の明記や意思の尊重が重要である。子どもたちのことを子ども抜きで決めるべきではない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、子どもの権利を置き去りにする改正民法について一旦撤回し、2026年の施行までの間に抜本的な見直しを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様  
内閣官房長官 様  
法 務 大 臣 様

議員案第18号

地方分権に反し国に自治体への補充的指示権を付与する地方自治法改正法の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年6月14日提出

小金井市議会議員

岸 田 正 義

水 谷 たかこ

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

水 上 洋 志

高 木 章 成

## 地方分権に反し国に自治体への補足的指示権を付与する地方自治法改正法の廃止を求める意見書

日本が低成長に入り始めた1993年、衆参両院は地方分権の推進に関する決議をし、高度経済成長を牽引してきた中央集権体制から国の地方への関与を縮減し、地域住民の自己決定権の拡充を目指す地方分権改革が、1995年施行の地方分権推進法により進められ、2000年施行の地方分権一括法により、結実した。その後も紆余曲折はありつつも、第二次、第三次と地方分権改革が進められ、この30年余り、国と地方の対等な関係が構築されてきた。

ところが、政府は「国の補足的指示」など3点にわたる地方自治法の改正案を提案し、可決・成立した。改正法は、「国の補足的指示」という国の権限強化を進め、地方に従属を求めるものである。この「国の補足的指示」の要件を、個別法に規定されない「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」について極めて曖昧な規定としており、具体的な立法事実も明らかとなっていない。この事態に安全保障が含まれるとすれば、国民の自由や財産を縛ることにもつながる。自治事務への国の指示権も含まれるおそれが指摘されており、国の政策に反する特定の自治体を念頭に置くものなら、地方分権一括法における国・地方の対等ルールに逆行するどころか、憲法第92条に定める地方自治の本旨に反するものである。全国知事会をはじめ、多くの首長地方自治関係者は、国と地方との適切な情報共有・コミュニケーションを図ること、国の補足的な指示は、地方自治の本旨に則り、目的達成のために必要最小限度の範囲とすること、国と地方公共団体の関係の特例として位置づけ、一般ルールとの区別を求めている。地方分権の後退につながる危険性があり、多くの国民、地方自治体関係者との多くの議論がまだまだ欠如したまま、強行することは断じて許されない。

よって、小金井市議会は国会及び政府に対し、「国の補足的指示」を含む地方自治法の改正法の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆 議 院 議 長 様  
参 議 院 議 長 様  
内 閣 総 理 大 臣 様  
総 務 大 臣 様  
内閣府特命担当大臣（地方創生担当） 様

議員案第19号

独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）の現機能の存続を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年6月14日提出

小金井市議会議員

水谷 たかこ

安田 けいこ

坂井 えつ子

水上 洋志

片山 かおる

## 独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）の現機能の存続を求める意見書

埼玉県嵐山町に所在する独立行政法人国立女性教育会館（以下「国立女性教育会館」という。）は、女性教育の振興、男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的として、1977年に設置された唯一の女性教育に関するナショナルセンターである。国の施設として設置され、2001年に独立行政法人に移行している。2017年には、インフラ長寿命化計画が策定され、これまで6年間で総額約15億円を投じ、計画的に維持・管理が行われている。

もともと、国立女性教育会館は、婦人団体関係者、研究者、行政関係者からなる基本構想委員会によって企画構想された。忙しい日常を送っている女性たちが、自分のことを考え、自分を取り戻して必要な学習をし、将来を考える場所として選ばれ、研修・交流・調査研究・情報という4つの機能を持つ施設として設計され、自然環境に恵まれ、都心から1時間程度の現在地が選ばれた。国際婦人年1975年から間もなくの誕生で広大な敷地に建った国の象徴的な施設である。嵐山町に国立女性教育会館を位置付ける意味、その使命は今も変わらない。

2023年4月、内閣府の「独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ」の報告書が取りまとめられた。国立教育女性会館は、男女共同参画基本計画の施策全般を推進する「ナショナルセンター」としてその役割を拡充するとともに、全国355の男女共同参画センターの「センターオブセンターズ」として位置付けること、また、人材育成機能強化・職員の専門性向上や関係機関等とのネットワーク構築・強化、男女共同参画に関する政策のEBPM機能の強化など、様々な機能の強化について示されている。「現在の研修棟や宿泊棟といった施設の在り方についても、今後検討していくことが必要である。」とされているが、移転の必要性については示されていない。

しかしながら、2023年11月、関係府省から嵐山町に対して、「現行施設を譲渡又は撤去し、主たる事務所を移転することとしたい」旨の意向が示された。嵐山町にも埼玉県にも丁寧な説明が行われぬ中、埼玉県議会の中からも容認できないとの声が上がっている。

国立女性教育会館の累計の利用者数は497万人。女性だけでなく、男性、子ども、障害のある人、誰でも利用でき、会議室は講堂を含め20室以上、360人が泊まれるバリアフリーの施設である。このコロナ禍で対面での交流の必要性は誰もが感じたことである。女性たちや様々な支援活動に関わる人々が、安価に宿泊でき、学習に集中できる施設は貴重である。

また、国立女性教育会館は、この間、資料収集に力を入れ、約15万冊の図書、約4,200タイトルの雑誌、新聞の切り抜き57万件以上を所蔵している。明治期以降からの資料の保存活用は、現在地だからこそできるものである。女性資料の散逸が課題となってきた今こそ、現物保存の場があることは重要である。また、国立女性教育会館が提供している各種データベースや女性デジタルアーカイブシステムの継続公開も重要で、ライブラリとアーカイブの一体保存活用の継続が必要である。サイトから公開されているすべてのデジタル情報の保全提供サイトを確保する必要がある。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、男女共同参画社会を推進するため、国立女性教育会館を現在地において存続させ、専門性のある人を育成し、研修・交流・調査研究・情報の4つの機能を更に強化することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆 議 院 議 長 様  
参 議 院 議 長 様  
内 閣 総 理 大 臣 様  
文 部 科 学 大 臣 様  
内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 様

議員案第20号

ミャンマー軍が実施した徴兵制に対し、在留ミャンマー人、ならびに日本への避難を希望する若者たちの安全を確保することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年6月14日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

水 上 洋 志

片 山 かおる

ミャンマー軍が実施した徴兵制に対し、在留ミャンマー人、ならびに日本への避難を希望する若者たちの安全を確保することを求める意見書

ミャンマーの国営メディアは2024年2月10日、18歳から35歳までの男性及び18歳から27歳までの女性を対象に徴兵制を実施し、ミャンマー暦の正月に当たる4月20日より毎月5千人を召集すると伝えた（2月20日、女性はいったん除外すると発表）

ミャンマー軍は2023年10月27日以降、民主派や少数民族武装勢力の攻勢によって、180以上の軍の前哨基地や、中国との貿易拠点となる複数の町を失い、投降者も相次いでおり、その戦力が大幅に減少している。劣勢を強いられる軍が、深刻化する兵員の不足を補う狙いがあるとされているが、民主派のNUG（国民統一政府）が2月13日に出した声明で「国民を戦争の最前線に送り、『人間の盾』に利用しようとしている」という指摘にみられるように、多くの若者が犠牲となるばかりか、民主主義を希求する国民同士に殺し合いをさせる、卑劣な制度の実施であることは疑う余地もない。

徴兵を拒否すれば禁錮刑の罰則もあり、若者たちは絶望していると伝えられる。中立も許さず、まさに踏み絵を迫るような制度である。

ミャンマーは経済的に、我が国と深い関係のある国である。近年でも多くの若者を技能実習生や留学生として受け入れており、彼らの勤勉な就労は日本の経済を下支えしている。

ミャンマーの若者たちは我が国の宝である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項を強く求めるものである。

- 1 「本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置」を今後も継続すること。
- 2 ミャンマー本国は、多くの若者が国外避難を始めており、その数は増加が予想される。日本政府は、ウクライナ避難民と同様に、ミャンマー避難民についても積極的に受け入れること。
- 3 日本政府として外交的影響力を最大に行使し、国際社会と連携して、ミャンマー軍が実施した徴兵制度を中止するよう、ミャンマー軍に働きかけること。
- 4 ミャンマーの若者の将来を援助する奨学金プログラムを実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様  
内閣官房長官 様  
法 務 大 臣 様  
外 務 大 臣 様  
文部科学大臣 様  
厚生労働大臣 様



議員案第21号

永住資格取消制度の創設に反対する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年6月14日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

水 上 洋 志

片 山 かおる

## 永住資格取消制度の創設に反対する意見書

2024年3月15日、政府は、「永住者の在留資格をもつて在留する者」（以下「永住者」という。）について、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）に規定する義務を遵守しない場合や、故意に公租公課の支払いをしない場合、さらに、より軽い刑に処せられた場合でも在留資格の取消しを可能にする同法の改正案（以下「本法案」という。）を閣議決定し、本法案は5月14日の参議院本会議にて賛成多数で可決し成立した。

「故意に公租公課の支払いをしない」場合や、罪を犯せば処罰などの対象となることは日本人であろうと、永住者であろうと変わらないことは言うまでもない。しかし、それに加えて、生活基盤を全面的に喪失させることにもなり得る、永住資格の取消しという重大な不利益を課すことを可能にするのが本法案である。政府は、本法案の理由として、「永住許可の要件の明確化等」を挙げるが、長い間、社会に受け込みその一員として生活し、厳しい永住資格の要件をクリアするなど、国籍以外は日本人と変わらない永住者に対し、このような制裁を加重する合理的な理由を説明できていない。

さらに、本法案は、入管法に規定する義務を遵守しない場合も対象とするが、このような義務には、在留カードの携帯義務（入管法第23条第2項）も含まれる。同義務違反への刑事罰としては20万円以下の罰金が定められている（入管法第75条の3）ところ、このような義務を外国人に対してだけ刑事罰をもって強制すること自体に問題性があるにもかかわらず、さらに、永住資格の取消しをも可能にすることは、目的達成のための手段として明らかに過剰である。

本法案は、永住資格の取消しに際し、入管当局が職権で他の在留資格へ変更することにより在留継続を可能とする途を認めてはいるが、当該外国人が「引き続き本邦に在留することが適当でない」と認める場合を除く（本法案第22条の6第1項）としており、在留継続を保障しているわけではない。結局は入管当局の広範な裁量次第であり、問題の核心は、本法案が外国人に対する前時代的な管理支配体制への回帰を指向するものである点にある。永住資格取消制度により、現在日本で暮らす約88万人（昨年6月時点）の永住者の法的地位が格段に不安定なものとなることは明白である。

最も安定的な在留資格であるはずの永住者の生活基盤の重要性をあまりにも軽視する本法案は、すなわち日本に根付き暮らそうという外国人の人権を軽視するものと評価せざるを得ないが、これは、近年、政府が進めてきた外国人労働者の受入れ施策及びこれに伴う共生社会の基盤整備施策とも矛盾するメッセージを、政府が自ら国内外に発信するものに他ならない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、永住資格取消制度の創設に強く反対するとともに、改めて、真の意味での共生に向けた施策の立案、実施を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様  
法務大臣 様

議員案第22号

むつ核燃料貯蔵施設・柏崎刈羽原発の稼働中止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年6月14日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

水 上 洋 志

片 山 かおる

## むつ核燃料貯蔵施設・柏崎刈羽原発の稼働中止を求める意見書

青森県むつ市に建設中の使用済核燃料の中間貯蔵施設（リサイクル燃料貯蔵センター：以下「むつ貯蔵施設」という。）の操業が目論まれている。新潟県の柏崎刈羽原発からの使用済核燃料が運び込まれる予定である。運び込まれた使用済核燃料は50年以内に再処理工場に搬出することになっているが、六ヶ所の再処理工場の操業の目途は立っておらず、むつ貯蔵施設が核のごみ捨て場となるのは必至である。

柏崎刈羽原発では、東京電力が燃料装填を完了し、再稼働に向けた検査を開始した。地元同意もとらず、住民や自治体からの懸念にもこたえないうちの暴挙である。能登半島地震では、万が一の原発事故の際、避難も屋内退避もできない状況が生じうることが明らかになり、現在の避難計画では住民を守ることができないことが浮き彫りとなっている。また、柏崎刈羽原発は、使用済燃料プールが満杯に近く、むつ貯蔵施設に搬出しなければ稼働が続けられない状態である。

さらに、能登半島地震では、隆起地形の沖に横たわる海底活断層の過小評価が問われた。各地の原発周辺においても、変動地形学から読み取れる海底活断層を、音波探査偏重により短く評価することが横行してきた。柏崎刈羽原発とむつ貯蔵施設はいずれも隆起地形上にあるが、海底活断層が短く評価、あるいは全く存在しないことになっている。原子力規制委員会は、両者の稼働を止めて再審査を行うべきである。

原発避難計画が住民を守れない状況であること、危険な核のごみの行先が明らかでないことなどを踏まえれば、これ以上、矛盾と危険に満ちた無責任な原子力推進政策を進めるべきではない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、柏崎刈羽原発の再稼働、むつ貯蔵施設の稼働の中止と、核燃料サイクル計画及び使用済核燃料の全量再処理路線の見直しを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様  
内閣官房長官 様  
経済産業大臣 様  
環 境・大 臣 様

議員案第23号

1. 5度目標達成のため先進国としての責任も踏まえた第7次エネルギー基本計画を市民参加で策定することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年6月14日提出

小金井市議会議員

沖 浦 あつし

水 谷 たかこ

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

村 山 ひでき

片 山 かおる

1. 5度目標達成のため先進国としての責任も踏まえた第7次エネルギー基本計画を市民参加で策定することを求める意見書

国連環境計画（UNEP）は、2023年11月公表の報告書で、「各国が2030年に向けて設定温室効果ガスの削減目標を達成できたとしても、今世紀中に世界の平均気温が産業革命前に比べ2.5度から2.9度上昇する」という試算を明らかにした。本年3月には、世界気象機関（WMO）が、2023年の世界の平均気温は観測史上最も高く、産業革命前の平均をおよそ1.45度上回ったとする報告書を発表した。

「パリ協定」の1.5度目標実現は急務であり、国際的な取組強化の動きが加速している。COP28で合意した文書では、2035年までに排出量を2019年比で60%削減する必要があるとし、2025年2月までに各国に、その実現のため、2035年までの削減目標を提示することを義務付けた。

日本政府は第7次エネルギー基本計画（以下「第7次エネ基」という。）改定の議論を始めたところであるが、1.5度目標実現へ向け、先進国としての責任を果たすことが必要である。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、第7次エネ基に向け、以下の事項を求めるものである。

- 1 第6次エネルギー基本計画（以下「第6次エネ基」という。）では「全ての企業、国民一人一人が脱炭素社会という未来に共鳴・共感し、「じぶんごと」として捉えて行動していくことが大前提」と記載されているものの、情報提供の必要性を提言するに留まり、決定プロセスへの市民参加が欠けている。全国的な気候市民会議の開催や、多様な立場の専門家、環境団体の参加機会を確保すること。
- 2 日本は、2021年4月、「2030年度温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けること」を表明した。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、1.5度目標実現のため、2030年目標として、2019年度比でCO<sub>2</sub>半減を提言しているが、日本の2013年度比だとおおよそ57%削減となる。また、国際エネルギー機関（IEA）は、2035年までに「先進国は2022年度比80%削減」を提言しているが、日本の2013年度比だとおおよそ85%削減となる。国際社会が要請する以上の目標設定をすること。
- 3 第6次エネ基では、「2030年の再エネ設備容量は1.7倍、再エネの電源構成は36%から38%」であった。COP28目標が掲げる「再エネ設備容量3倍」以上、IEAが提言する電源構成「2030年再エネ60%」以上を目指すこと。
- 4 第6次エネ基では、原発の活用・推進が打ち出され、2030年の電源構成では20%から22%を目指しているが、地震大国である日本では脱原発を目指すべきである。再稼働、運転延長や新增設、東京電力福島第一原発事故以降「想定していない」としていた次世代原発のリプレース（建て替え）をやめ、既存原発も廃止していくこと。
- 5 COP28では「この10年間で化石燃料からの脱却を加速させる」と明記しており、G7の気候・エネルギー・環境相会合は、CO<sub>2</sub>の排出削減対策を講じていない石炭火力発電所を2035年までに廃止することで合意した。第6次エネ基では2030年度の電源構成の目標として、電力の19%を石炭火力で賄う契約となっているが、10年以内の廃止を目指すこと。
- 6 COP28では、気候変動による「損失と損害」に対する途上国支援の基金が設立されたが、グテーレス事務総長は不足を指摘している。基金に対する日本の拠出額は、ドイツやUAEの10分の1に留まっていることから、支援の拡大に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
経済産業大臣 様  
環境大臣 様

議員案第24号

ゲノム編集食品の表示を含めた消費者への情報提供の在り方等について検討を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年6月14日提出

小金井市議会議員

水谷 たかこ

安田 けいこ

坂井 えつ子

水上 洋志

片山 かおる

## ゲノム編集食品の表示を含めた消費者への情報提供の在り方等について検討を求める意見書

日本では2019年から、特定遺伝子を人為的に操作することにより生物の性質を変化させるゲノム編集技術を活用して品種改良した作物や水産物などの生産・加工及び市場流通が始まっている。ゲノム編集技術は新しい技術であるため、世界各国での規制に関する法令等の見直しは進んでおらず、国によって対応は様々である。

ゲノム編集食品は、健康維持を目指した食品やアレルギーが起きにくい食品の開発など、消費者にとってメリットがもたらされる可能性がある一方、ゲノム編集の過程で、目的遺伝子以外のDNAが破壊される「オフターゲット作用」や、ゲノム編集した細胞と通常の細胞が混在することによる健康や環境への長期的な影響はわかっておらず、今後の知見の集積や社会的検証が必要だ。

EUでは2018年に、ゲノム編集は遺伝子組換え食品と同等のリスクを持ちうるとして、従来の遺伝子操作生物規制にかける必要があるとする判決が欧州裁判所によって出され、厳しい規制がかけられている。

ゲノム編集食品が自然に起こる突然変異と従来の育種技術などによるものとの科学的な判別は困難とされ、同食品を規制していない米国からの輸入品を原材料として加工食品を作る事業者などに、表示を課しても対応できないという課題もある。我が国においては、2023年の法改正で、ゲノム編集技術応用食品のうち遺伝子組換え食品に該当しないものは、食品安全委員会における安全性審査を不要とし、食品表示基準についても表示対象外となった。

しかし、現在、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品は、流通等に先立って国への事前相談を行うこととされ、届出をしたうえで公表されているが、届出には法的強制力がないため、消費者が自ら選択することができない。

今後、ゲノム編集技術応用食品及びそれを原材料とする加工食品の増加が予想されるが、このままではトレーサビリティを確立させることが困難となり、消費者の選択の自由が阻害される。

「消費者基本法」の「基本理念（第2条）」には、消費者に対し必要な情報が提供され、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されると定められており、「国の責務（第3条）」として、第2条の基本理念にのっとり消費者政策を推進するよう国の責務が定められている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保するため、引き続き知見の集約などに努め、ゲノム編集食品及びそれを原材料とする加工食品の適切な表示と消費者への情報提供の在り方等について見直し、更なる検討を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣様  
内閣官房長官様  
厚生労働大臣様  
農林水産大臣様  
経済産業大臣様  
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）様



議員案第25号

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年6月14日提出

小金井市議会議員

岸田正義

清水がく

五十嵐京子

小林正樹

片山かおる

## 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

現在、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、私たちはいつでもどこでも、情報を入力したり、発信したりすることが出来る様になっている。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、その中には、事実とは異なる、偽情報や誤情報が流されることもあり、適切な対処が必要である。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なものであり、現在、必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても、多くの偽情報が発信され、現場は大変に混乱したとされ、具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても、誰もいなかったというケースも多々あったと聞いている。また、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う合成されたと思われる画像も拡散されていた。

いつどこで発生するかわからない災害に対して、特に発災直後は情報が大変に混乱する中で、被災者の命を救うために、1分1秒も無駄にはできない。その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向け、以下の事項を求めるものである。

- 1 情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。
- 2 I・Tセンサーやドローンを活用して、リアルタイムでの国と地方自治体の災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。
- 3 正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等、国民への普及を強力的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
国土交通大臣 様  
デジタル大臣 様

議員案第26号

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年6月14日提出

小金井市議会議員

岸 田 正 義

清 水 が く

水 谷 たかこ

坂 井 えつ子

五十嵐 京 子

渡 辺 ふき子

片 山 かおる

## 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

よって、小金井市議会は、政府に対し、様々な難聴者に適用出来る聴覚補助機器等の選択肢が整った今、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防とともに、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下の事項を強く求めるものである。

- 1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下で、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。
  - 2 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。
  - 3 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携の下、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 官 下 誠

内閣総理大臣様  
内閣官房長官様  
総務大臣様  
厚生労働大臣様  
内閣府特命担当大臣(共生社会担当)様

議員案第27号

〓地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年6月14日提出

小金井市議会議員

岸 田 正 義

清 水 が く

水 谷 たかこ

五十嵐 京 子

渡 辺 ふき子

## 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書

「こども誰でも通園制度」は、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月に一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度である。

具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、令和7年度には法を制度化し、令和8年度には法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施すべく、令和5年度から各地で試行的な事業が行われている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進のために、以下の事項について特段の取組を求めるものである。

### 1 実施事業所が不足する地域では、十分な受け入れ先を確保するための施策を講じる

試行的事業の職員配置や設備基準は、認可保育所並みの水準となっているが、認可保育所等の実施事業所が不足している地域においては、制度の導入推進を図るためにも職員配置や設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策を講じること。

### 2 自治体によって1人当たりの利用時間の上限を増やせるようにする

試行的事業では、補助基準上の1人当たり利用時間の上限は10時間としているが、それぞれの自治体における乳幼児数や地理的特性によって、利用時間のニーズにバラつきが生じることが想定される。こうした中、全国の市町村で実施する給付制度とすることを前提としながら、自治体によって地域差が生じることについてどのように考えるのか、といった論点も含め、利用時間の在り方について検討すること。

### 3 障害児や医療的ケア児を受け入れられるようにする

障害児や医療的ケア児とその家族を支援する観点や保護者の事情により通園ができない乳幼児についても家庭とは異なる経験や家族以外と関わる機会を創出する観点から、こども誰でも通園制度においても障害児や医療的ケア児の受け入れを認めること。

### 4 重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とする

こども誰でも通園制度を地域資源の一つとして整備し、こども誰でも通園制度と合わせて、地域に多様な子育て支援サービスを整え、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
内閣府特命担当大臣(こども政策・少子化対策担当) 様

議員案第28号

パレスチナ・ガザ地区における停戦実現の外交努力とイスラエルへの軍事的支援を行わないことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年6月14日提出

小金井市議会議員

安田 けいこ

坂井 えつ子

たゆ 久貴

片山 かおる

パレスチナ・ガザ地区における停戦実現の外交努力とイスラエルへの軍事的支援を行わないことを求める意見書

国連安全保障理事会は3月26日、「パレスチナ自治区ガザ地区での即時停戦を求める決議」を可決した。15か国中14か国が賛成し、これまで拒否権を行使していた常任理事国のアメリカが方針を変え、棄権した。パレスチナ・ガザ地区での停戦を国連安保理として初めて求めた決議である。

今回の安保理決議は、ラマダン期間中との制限はあるものの、国際法・国際人道法の遵守を求める世界の市民と政府の圧倒的な声を受けたものであることは明らかである。

空爆などによるガザでの死者は3万2千人、うち1万3千人余りが子どもで、がれきの下には数千人が埋まったままとなっている。イスラエルは食料や医薬品などの陸路搬入を厳しく制限し、病院も攻撃を受け、まともな治療は不可能で、飢饉が迫っている。

国際刑事裁判所は、イスラム組織ハマスの指導者とともに、イスラエルの首相と国防相に対して、人道に対する罪と戦争犯罪で告発し、逮捕状を請求した。

パレスチナのガザ地区への攻撃を続けるイスラエルは、多くの住民が身を寄せる南部ラファに追加の部隊を派遣し攻撃を強化する構えで、国際社会からは人道状況の更なる悪化への懸念が高まっている。

今、アメリカやイギリスなどの各地の大学で、パレスチナ・ガザ地区へのイスラエル侵攻に抗議する学生の運動が大規模に広がっている。日本でもその動きが生まれている。学生らは、所属する大学がガザへの攻撃に加担しないことを求めている。

政府は、イスラエルとの経済連携協定（EPA）の締結に向け、産官学による両国の共同研究を行い、イスラエルの軍需企業が製造する攻撃型無人機の自衛隊への導入も検討している。イスラエルの軍需産業を利する行為はやめるべきである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の点を求めるものである。

- 1 ハマスとともに、イスラエルとアメリカ政府に即時停戦を迫ること。
- 2 ガザの人道的破局を一刻も早く止めるため、イスラエルによるガザ南部ラファへの攻撃を中止するよう求めること。
- 3 イスラエルの軍需産業への支援を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様  
外務大臣 様



議員案第29号

破損した太陽光パネルの危険性を国民に周知することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年6月14日提出

小金井市議会議員

清水 かく

齋藤 康夫

片山 かおる

## 破損した太陽光パネルの危険性を国民に周知することを求める意見書

2012年、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）に基づく固定価格買取制度が創設されて以降、太陽光発電事業者が設置する太陽光発電施設が急激に増加し、広大な山林等のメガソーラーだけでなく、空地、農地、傾斜地、住宅、小中学校の屋上にまで太陽光パネルが設置されるようになった。加えて、太陽光発電設備が破損する事故も増えてきている。

太陽光パネルは、破損や浸水した場合でも、日が当たれば発電を行う可能性があるため、感電や火災が起こる恐れがあり、火災時の消火については通常より距離をとるなど感電に気を付けなければならない。また、太陽光パネルには、鉛、セレン、カドミウム等の有害物質が使われている場合があり、土壌や水源に流出した場合は、環境汚染を引き起こす恐れがある。

令和6年1月1日の能登半島地震においては、太陽光発電施設や設備が広範囲にわたり多数破損した。石川県穴水町では、斜面に数百平方メートルにわたって敷き詰められていた太陽光パネルが崩落し、町道を塞いだ。同県珠洲市ではスーパーの屋根に設置されていた太陽光パネルが建物ごと倒壊し、長期にわたりそのまま残されたが、スーパーの経営者は発火の恐れがあることを知らなかった。

破損した太陽光パネルの取り扱いについては、経済産業省や環境省等が製造業者や事業者向けにガイドライン等を作成しているが、一般国民には、その危険性について十分に周知されているとは言いがたい。住民に身近な地方自治体のホームページを見ても、周知をしているところは少ない。

水害、地震の多い我が国においては、太陽光発電パネルの安全対策について、より一層、国民に周知すべきであり、このことが国民の生命を守ることにつながる。

よって、小金井市議会は、政府に対し、破損した太陽光パネルの感電、火災、有害物質の危険性と対処について、国民に十二分に周知する取組を行うよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様  
経済産業大臣 様  
環境大臣 様

議員案第30号

P F A S (有機フッ素化合物) への対策の強化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年6月18日提出

小金井市議会議員

水 谷 たかこ

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

水 上 洋 志

片 山 かおる

## PFAS（有機フッ素化合物）への対策の強化を求める意見書

日本の食品安全委員会はPFASの摂取許容量の検討を行ったが、2024年2月に示された案は世界基準とかけ離れている。

全国各地でPFAS汚染が次々と明らかになり、PFASが健康被害をもたらす原因物質として注目され不安が広がっている。PFAS汚染は命の源である水、土壌、食物等の汚染であり、その根を絶たないといけない。

世界各国でPFAS規制が進められている。例えばドイツではPFOAの血中濃度の健康被害の可能性を示す勧告値は1ミリリットル当たり10ナノグラム、PFOSは1ミリリットル当たり20ナノグラムと定めている。アメリカでは、代表的なPFAS7種類の合計が1ミリリットル当たり20ナノグラムとしている。

しかし、日本のPFAS評価書案では、PFOAとPFOSについて、「耐容1日摂取量」(TDI)をそれぞれ、体重1キログラム当たり20ナノグラムとする指標値を示した。しかしこれは、同案の耐容1日摂取量(TDI)を摂取し続けると、血中濃度は、PFOAが1ミリリットル当たり143ナノグラムで、PFOSが1ミリリットル当たり250ナノグラムになるレベルと指摘されている。これは、欧米の勧告値の十数倍の値になる。世界では健康が懸念されるレベルが、日本においては安全だとされるということで、大きな問題がある。

また、日本の現在の水道水の暫定目標値はPFOSとPFOAの合計で1リットル当たり50ナノグラムであるが、アメリカの環境保護庁(EPA)では規制を強化し、PFOSとPFOAについて、それぞれ1リットル当たり4ナノグラム未満としている。

発がん性についても、世界保健機関(WHO)の傘下の国際がん研究機関(IARC)が最新の知見を取り入れ、PFOAを「ヒトに対して発がん性がある」、PFOSを「人に対して発がん性がある可能性がある」と分類をした。

PFASを正しく恐れるため、また健康被害を未然に防止するための予防原則の立場で命と安全を守る行政施策が必要である。世界と同レベルの規制を行うことと同時に、汚染源の特定や汚染の調査、除去、汚染地域の住民の血中濃度検査などの対策を進める必要がある。

よって、小金井市議会は、国会、政府及び東京都に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 汚染地域における血液検査の取組を進めること。
- 2 地下水や土壌などの調査を十分に行い汚染除去の対策を講じること。
- 3 汚染源の特定・調査をすること。
- 4 アメリカの環境保護庁(EPA)の基準値に準じ水道水や血液中の濃度の基準を厳しくすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
厚生労働大臣 様  
環境大臣 様  
東京都知事 様

議員案第31号

大学学費の負担軽減を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年6月18日提出

小金井市議会議員

水谷 たかこ

安田 けいこ

坂井 えつ子

水上 洋志

片山 かおる

## 大学学費の負担軽減を求める意見書

高学費と貧弱な奨学金、奨学金返済の重い負担の解決は青年・学生の最も切実な願いとなっている。直ちに学費の負担軽減を行い、高等教育無償化に踏み出すことは喫緊の課題である。

2012年、日本政府は国際人権規約の高等教育無償化条項の留保を撤回した。高等教育無償化は国民と国際社会への公約である。ところが無償化どころか値上げの動きが加速している。

文部科学省の審議会で、「国立・公立大学の学費は年150万円程度に上げる」という議論がなされた。審議会ではほかにも「授業料は低すぎる」「上げるべきだ」などの意見も出たが、これらは学生や保護者からの「これ以上の負担は無理」「値下げして」と言う悲鳴が上がる実態から、あまりにかけ離れた議論である。

国立大学の授業料は2004年の法人化に伴い、文部科学省が標準額を定め大学の裁量で一定の値上げが可能にされた。上限は当初、標準額の110%であったが、その後120%にまで引き上げられた。

2019年度、2020年度などでは値上げが続いた後、2021年度から2023年度までは新たな値上げはされずにきたが、今年度、値上げの動きが再開している。そのもとで、文部科学省の審議会が学費値上げを公然と議論しはじめたことは重大である。

私立大学でも、この10年間で平均授業料は約10万円上がっている。2023年度、2024年度は、物価高騰のもとで4分の1の大学が値上げをした。年間14万円的大幅値上げや「スライド制」で毎年値上げをする大学も生まれている。これ以上の学費値上げは許されない。

お金のあるなしに関係なく、学生の学ぶ権利を保障しなければいけない。また、学生は学んだ知識や技術を社会で生かすのであり、社会全体の利益にもつながる。先進国で最下位クラスの高等教育予算を増やし、学費半額、給付中心の奨学金の実現などを行っていく必要がある。

よって、小金井市議会は、政府に対し、高等教育の無償化を目指し、学費半額や給付型奨学金の充実などを行うことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様

文部科学大臣 様

議員案第32号

東小金井駅北口街区公園西側への横断歩道設置を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和6年6月21日提出

小金井市議会議員

清 水 が く  
五十嵐 京 子  
水 上 洋 志  
小 林 正 樹  
渡 辺 大 三

## 東小金井駅北口街区公園西側への横断歩道設置を求める決議

東小金井駅ロータリーの北西側から、駅改札へ向かって地蔵通りを乱横断する方が日常的に多く見られる。

この場所には、横断歩道は現在存在せず、区画整理完成時点では、一本西側の通りに接続する横断歩道が検討されており、当該箇所への設置の予定はないと聞く。

しかし、駅改札への導線上、また、今後設置される街区公園からの導線上、横断歩道がない当該箇所の横断者は相当数になると想定され、大変に危険な状況となる。

市議会では2018年から市民要望を受け、多くの議員が取り上げてきた課題であるが、市は主体的に抜本的な対策を採ってこなかった経過がある。

設置ができない理由として、地蔵通りから北口ロータリーへの右折レーンの存在があると聞いている。右折レーン設置後の状況を見ても、この場所で車が渋滞している様子を見ることはほとんどなく、右折レーンの撤去もしくは、短縮によって、市民の方が望む安全な場所への横断歩道の設置が可能だと考える。

よって、小金井市議会は、市長に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 交番北側の右折レーンの使用状況について調査を実施すること。
- 2 調査結果を踏まえ、右折レーンを調整し、横断歩道を設置すること。

以上、決議する。

令和6年 月 日

小金井市議会



議員案第33号

学童保育所の環境改善を急ぐことを求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和6年6月21日提出

小金井市議会議員

岸 田 正 義

清 水 が く

五十嵐 京 子

水 上 洋 志

小 林 正 樹

片 山 かおる

## 学童保育所の環境改善を急ぐことを求める決議

小金井市内学童保育所の大規模化は大変深刻な状況である。「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、学童保育所の「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画」について、児童一人当たりの面積は1.65㎡とされているが、2024年（令和6年）4月1日現在において、9か所の学童保育所中、6か所の学童保育所で基準を下回る現状である。各学童保育所の保護者から児童の安全を危惧する声が寄せられており、早急に緊急的な対応を講じるとともに、抜本的な対策が求められている。

小金井市は、0歳児から4歳児の人口は減少しているものの、保護者の就業率は増加する傾向であり、学童保育所のニーズは引き続き高いと認識している。そうであるならば、「施設・設備の基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない」と規定している児童福祉法に基づく具体的な方針を構築すべきである。

小金井市は、定員制ではなく「全入制」を採ってきた歴史があり、抜本的な大規模化解消のための施設整備が求められている。

よって、小金井市議会は、市長に対し、放課後の子どもが安心して生活するため、学童保育所に関して以下の点を要請するものである。

- 1 早急に、大規模化解消のため、施設を整備する中長期方針を明らかにすること。  
その際、利用者である子ども、保護者の意見を聴くこと。
- 2 各学童保育所の置かれている状況に合わせて、近くの公共施設の活用と学校の教室の利用を検討し、放課後子ども教室や民間学童保育クラブなど各議員からの提案も含め、必要な対策を講じること。
- 3 学童保育所の設備や備品などの整備、修繕を進めること。

以上、決議する。

令和6年 月 日

小金井市議会